

介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）に関する
重要事項説明書
(令和6年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

| | |
|-----------|--------------------------|
| ・施設名 | 介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山 |
| ・開設年月日 | 平成11年11月5日 |
| ・所在地 | 〒270-0144 千葉県流山市前ヶ崎248-1 |
| ・電話番号 | 04-7145-0111 |
| ・ファックス番号 | 04-7145-0109 |
| ・管理者名 | 小舛 修三 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（1252380012号） |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ナーシングプラザ流山の運営方針]

- ① 地域の要介護高齢者の自立支援、家庭復帰を目指す援護業務の遂行に邁進するとともに、他の関係機関との連携に努め、家庭復帰後の生活も支援します。
- ② 利用者の尊厳を守り、良質な医療・看護・介護・リハビリテーションを、計画に基づき提供するよう努力します。
- ③ 利用者・家族の方々とともに、施設が明るく家庭的雰囲気を持った生活の場となるよう心がけます。
- ④ 地域に開かれた施設となり、地域のボランティアの方々の積極的参加が得られるよう努力します。

(3) 施設の職員体制

| | 常 勤 | 非常勤 | 夜 間 | 業務内容 |
|----------|-----|------|-----|---|
| ・医 師 | 1 | 0.2 | | 医学的評価・日常診療・利用者の健康管理・協力病院との連携 |
| ・看護職員 | 8 | 4.45 | | 医師の指示に基づく看護業務 |
| ・介護職員 | 45 | 2.55 | | 日常生活全般における介護 |
| ・薬剤師 | | 0.87 | | 調剤・服薬指導 |
| ・支援相談員 | 3 | | | 家族・関係機関との連携・調整（退所後の生活支援を含む）・苦情処理・市町村との連携・介護保険の手続き支援 |
| ・理学療法士 | 2 | | | リハビリテーション・福祉用具や住宅改修における相談、助言 |
| ・作業療法士 | 2 | | | |
| ・言語聴覚士 | 2 | | | |
| ・管理栄養士 | 1 | | | 献立の作成・栄養管理、指導 |
| ・介護支援専門員 | 2 | | | 施設サービス計画の作成・他職種との連携による日常生活支援・家族との相談 |
| ・事務職員 | 6 | | | 保険請求・庶務等一般事務 |
| ・その他 | 3 | | | リハビリテーションに関する補助業務等 |

※看護職員・介護職員の人数については、入所者の数に対して看護・介護職員の配置が
3 : 1 以上となっています。

(4) 入所定員等 ・定員 120 名（うち認知症専門棟 40 名）

 ・療養室 個室 12 室、4人室 27 室

(5) 通所定員 44 名

2. サービス内容

- ①通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画の立案（ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れるよう努めます。また、計画の内容については同意をいただくこととなります。）
- ②食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ③入浴サービス（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④健康チェック
- ⑤介護サービス
- ⑥機能訓練（個別・集団・生活リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦生活指導・相談援助サービス
- ⑧行政手続代行（介護保険申請手続き等）
- ⑨その他

*キャンセルの場合 利用日前日 17 時 30 分以降のキャンセルにつきましては、720

円頂きます。(短時間通所、食事未提供の場合、500円頂きます。)

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 営業日及び営業時間

- ・営業日：月曜日から土曜日までとする（祭日を含む）。ただし12月31日から1月3日までを除く。
- ・営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする（送迎時間除く）。ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

4. 通常の送迎の実施地域

- ・通常の送迎の実施地域は、当施設から8km圏内とします。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ・名 称 千葉愛友会記念病院
- ・住 所 〒270-0161 千葉県流山市鰐ヶ崎1-1

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 渡辺歯科クリニック
- ・住 所 〒270-0013 千葉県松戸市小金きよしケ丘1-4-1

- ・協力歯科医療機関

- ・名 称 ラビット歯科
- ・住 所 〒270-2253 千葉県松戸市日暮1-16-1
RG八柱ビル3階

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 利用料金（別紙1参照）

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は原則禁止です。
- ・利用者の火気取り扱いは原則禁止とさせていただきます。
- ・設備・備品の利用方法等がお分かりにならない時は、職員にお尋ね下さい。
また、施設備品の無断持ち出しが禁止となっています。
- ・所持品・備品等の持ち込みにつきましては、所定のもの以外は職員にご相談の上、
ご持参下さい。私物には必ず名前を付けてください。また、利用者の私物・貴重品
の管理は、当施設では原則として行っておりません。貴重品はお持ちにならないで

下さい。私物・貴重品を万一紛失の際は、施設は責任を負いかねます。

- ・施設内での宗教活動は禁止させていただきます。
- ・ペットの持ち込みは原則禁止です。
- ・当施設が交付いたします契約書（控）・重要事項説明書（控）・通所リハビリテーション計画書等は、利用に際しての重要な書類となりますので、大切に保管してください。

8. 非常災害対策

- ・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、避難器具、避難階段
緊急通報装置、自家発電設備
- ・防災訓練　　年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、暴言・暴力など社会通念上、問題となる行為、他利用者への迷惑行為」は禁止します。

10. 相談窓口

- 1) 要望やご意見などがございましたら下記の体制で受け付け致します。

①当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

　　担当者名：矢口 徹（電話 04-7145-0111）

②文書で正面玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

③直接、以下の相談窓口へ申し出ることも出来ます。

* 流山市役所 介護支援課：電話 04-7150-6531（直通）

* 千葉県国民健康保険団体連合会 苦情係：電話 043-254-7404（直通）

* 千葉県運営適正化委員会：電話 043-246-0294（直通）

- 2) 即時対応が出来ない事項につきましては、当施設のサービス向上委員会等で検討の上、ご報告させていただきます。また、利用者・ご家族との話し合いの場を設け、検討させていただく場合があります。

11. 個人情報の保護について（別紙2参照）

12. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。

- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- ・適切に実施する為の担当者を置く。

1 3. 権利擁護に関する対応

職場におけるハラスメント対応の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 4. 業務継続計画の策定に関する事項・BCP

- ・事業者は感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期に業務の再開を図り、利用者に対して通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）を継続的なものにするため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。
- ・事業者は従業者に対して業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

1 5. 感染症対策について

- ・事業者は事業所内の感染症の予防及びまん延防止対策として次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に対して周知徹底を図る。※社会状況によっては適宜開催
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ・事業者は従業者に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的に実施する。

1 6. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。また、お申し込みに関するお問い合わせ・ご見学は随時、支援相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

介護保険施設サービス（通所リハビリテーション）

利 用 同 意 書

介護老人保健施設「ナーシングプラザ流山」を通所利用するにあたり、下記の担当者より重要事項説明書および個人情報の保護に関する説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

担当者氏名

年 月 日

利用者氏名

利用者住所

利用者連絡先

身元引受人氏名

続柄（ ）

身元引受人住所

身元引受人連絡先